

## ○鶴岡市創造の森運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 鶴岡市創造の森(以下「創造の森」という。)の設置目的を達成するため、創造の森運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、創造の森の効率的な運営を図るため、次の事項について協議を行う。

- (1) 創造の森の運営に関すること。
- (2) 創造の森の利用促進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、10人以内とし、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、羽黒庁舎産業課内に置く。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。